

# コンパートメントに係るOIEコード改正に関する議論について

## 1. 定義

「国際貿易を目的として、共通のバイオセキュリティ・システム下に置かれ、サーベイランス、防疫及び多様な手法が適用され、特定疾病に対する衛生状態が明確に区分されている小動物集団を含む1つ又はそれ以上の施設を意味する」

(「一般定義」で規定。2003年に規定され、2004総会で修正)

## 2. 総会での議論

(1) 今般のOIE総会で、1.3.5章「ゾーニング及びコンパートメンタリゼーション」において、基本原則、導入に際して推奨される輸出国及び輸入国のステップをそれぞれ規定した修正案が採択された。

(2) なお、コンパートメントにおけるバイオセキュリティ措置の具体的内容、  
個体識別の方法、サーベイランスのあり方や獣医当局の役割等の具体的な事項については次回総会に向けて検討されることとされた。

(3) コンパートメントの一般規定に係る主要な意見は以下の通り。  
コード委員会委員長：適切なバイオセキュリティ措置によりコンパートメントが保護されることを実証することは輸出国の義務である。

EU：疾病毎に異なった適用が必要。獣医当局の役割を明確化することが重要。

豪州、スペイン、英国：獣医当局がコンパートメントの証明に責任を有すべき。

(4) コンパートメントの鳥インフルエンザ・コードへの適用に係る主要な意見は以下の通り。

EU、モロッコ、日本、インド、ロシア：当該概念の鳥インフルエンザ・コードへの適用は難しく、慎重な検討が必要。

OIEコード委員会委員長：反対意見が多く出されたことを受け、コンパートメントの適用は義務ではないとの補足説明を行っている。